

桶川市ハート・アンド・ハンド道路サポート制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、桶川市が管理する道路において、清掃美化及び緑の維持管理をボランティア活動により推進する桶川市ハート・アンド・ハンドサポート制度（以下「制度」という。）を定めることにより、住民、企業等及び市が協働して、快適で美しくやさしい道路環境づくりを推進し、もって、道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。

（制度の内容）

第2条 制度は、次の各号に掲げる活動（以下「道路サポート活動」という。）を行うことにより実施するものとする。

- （1）歩道、緑地帯、植樹帯等の清掃、除草、花の植栽、街路樹のせん定等の作業
- （2）道路施設の破損、樹木の損傷等の調査
- （3）その他道路環境の美化の促進等に関し必要な活動

（サポーター）

第3条 市長は、道路サポート活動を効果的に実施するため、桶川市ハート・アンド・ハンド道路サポーター（以下「サポーター」という。）を募集し、登録する。

（資格要件）

第4条 サポーターとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当する個人若しくは団体又はこれらの者で構成する団体で、道路サポート活動を年2回以上実施できるものとする。

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者

(登録等)

第5条 サポーターとして登録しようとする者は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の登録申込書の提出を受けたときは、当該申込書を提出した者と活動区域、活動内容等について協議し、合意に至った場合は、当該申込書を提出した者をサポーターとして登録するとともに、合意書（様式第2号）を締結する。

(活動内容等)

第6条 サポーターは、前条第2項の合意書に基づき決定した活動区域内において、道路サポート活動を実施するものとする。

2 サポーターは、道路サポート活動により回収したごみについては、市の分別方法と指示に従って、適正に分別し、及び処理するものとする。

(活動報告)

第7条 サポーターは、道路サポート活動を実施したときは、当該活動を取りまとめ、活動報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(合意書の継続期間及び変更)

第8条 合意書は、第3項又は次条に規定する場合を除き、継続するものとする。

2 サポーターは、合意書に記載された事項に変更がある場合は、登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

3 市長は、前項の登録変更届が提出された場合は、必要に応じサポーターと協議し、変更について合意に至った場合は、合意書の変更を行うものとする。

(合意書の解除)

第9条 市長は、サポーターから登録辞退届（様式第5号）が提出された

ときは、合意書を解除することができる。

- 2 市長は、サポーターが合意書に規定する義務を履行できないとき、又はサポーターとしてふさわしくないと認められるときは、合意書を解除するものとする。

（市の支援）

第10条 市長は、必要に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- （1）道路サポート活動に必要な物品等を支給すること。
- （2）道路サポート活動に対し市長が必要と認める支援をすること。

（傷害の補償等）

第11条 市は、サポーターが道路サポート活動を行っているときに自らが傷害を受け、又は第三者に損害を及ぼした場合は、原則として市で加入している市民総合賠償補償保険の限度において、当該傷害又は損害に対し補償し、又は賠償するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、サポーターは、当該傷害又は損害に係る事故について、事故発生報告書（様式第6号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（表彰）

第12条 市長は、道路サポート活動が優れていると認められるサポーターに対し、表彰することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、その都度、サポーター及び市長が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。